

2023年度橋梁診断士 登録申請の手引き

名古屋大学 橋梁長寿命化推進室

資料請求受付期間（オンライン）

【 2023年12月1日（金）9:30 ~ 2023年12月14日（木）17:00 】

登録申請書類受付期間（郵送）

【 2024年1月5日（金） ~ 2024年1月31日（水）（必着） 】



↑資料請求ページ

https://www.n2u-bridge.jp/certification/registration_update_course/

手引きを最後までお読みいただきお申込みください

<期限超過、書類不備の場合は受理しませんのでご注意ください>

目次

橋梁診断士とは	1
登録要件	2
登録申請手続き	3-5
登録、変更、登録更新、再発行 概要	6

橋梁診断士とは

国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 橋梁長寿命化推進室（以下「推進室」という。）が実施する橋梁保全技術研修の診断評価コースを修了し、推進室が実施する「橋梁診断士判定試験」に合格した方が、推進室の橋梁診断士登録名簿に登録申請し、登録された方に国立大学法人東海国立大学機構が付与する称号です。登録の有効期間は4年間で、登録有効最終年度に登録更新する必要があります。登録申請期間は毎年度1回、登録料は5,000円です。

橋梁診断士は、国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（平成26年国土交通省告示第1107号）」に、平成29年2月24日に登録されています。（令和4年2月22日更新登録）

1. 登録要件

「橋梁診断士」は、下記に示す要件を満たす方が登録することができます。

- (1) - ① **新規登録**：橋梁診断士合格年度から4年以内の方
- (1) - ② **新規登録**：橋梁診断士判定試験合格年度から未登録のまま4年以上経過した後、登録更新講習を修了した方^{※1}
- (2) **登録更新**：登録期間最終年度に登録更新講習を修了した方^{※1}
- (3) **再登録**：登録期限を経過した後、登録更新講習を修了した方^{※1}

※1 登録更新講習修了年度から4年度以内に登録申請をする必要があります。

<2023年度新規登録・登録更新・再登録申請対象者> (2023年11月現在)

資格名	新規登録 登録更新 再登録	対象者	現在お持ちの 登録証有効期日	申込方法
橋梁診断士	(1) - ① 新規登録	2023年度判定試験に合格した方	—	WEBサイトから資料請求をしてください。その後、申込書類を郵送します。
		2020年度～2022年度に判定試験に合格し、登録をしていない方	—	同上
	(1) - ② 新規登録	2016年度～2019年度判定試験合格者で、未登録のまま4年が経過し、「更新講習」を修了した方	—	WEBサイトから資料請求をしてください。その後、申請書類を郵送します。 ^{※2}
	(2) 登録更新	登録有効期限 2024年3月31日の登録証をお持ちの方で、「更新講習」を修了した方	2024年3月31日	登録更新修了証とともに登録申請書類を郵送します。書類にて申込手続きをしてください。
	(3) 再登録	登録有効期限 2023年3月31日以前の登録証をお持ちの方で、「更新講習」を修了した方	2023年3月31日以前	WEBサイトから資料請求をしてください。その後、申込書類を郵送します。 ^{※2}

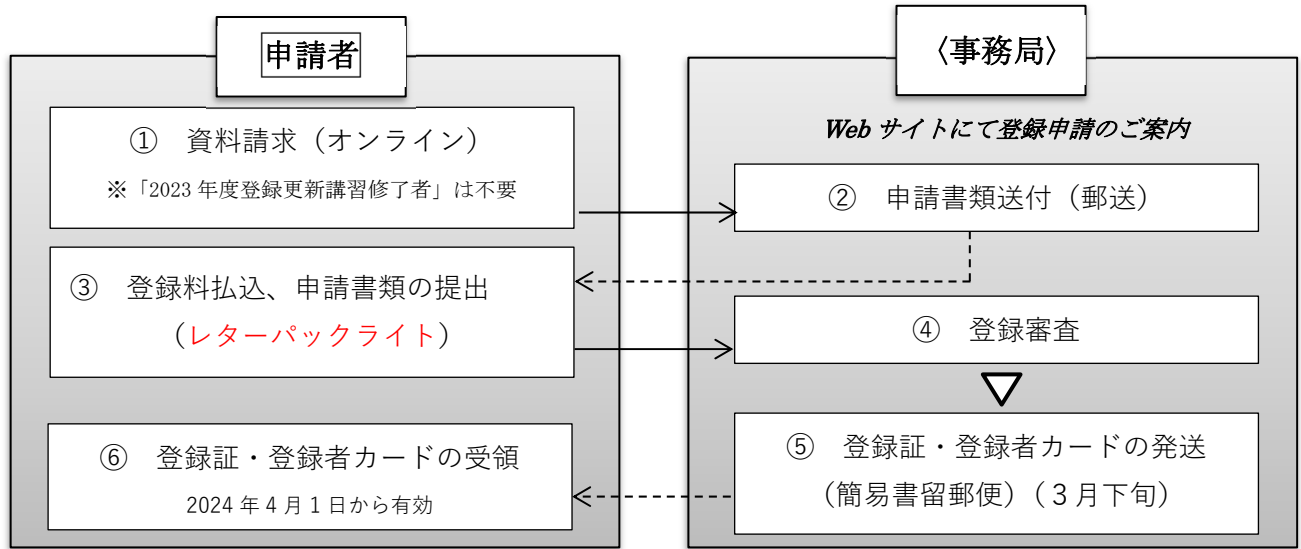
※2 今年度の「更新講習」修了者には、修了証に申請書類を添付して郵送します。

WEBからの資料請求は不要です。

2. 登録申請手続き

2-1 手続きの流れ

資料請求（オンライン）の上、申請書類を**レターパックライト**（青色の専用封筒）にて当室宛てにご提出ください。登録申請の受付は毎年度1回、定められた期間にのみ行いますのでご注意ください。
※「2023年度登録更新講習修了者」には申請書を郵送しますので、資料請求（オンライン）は不要です。



① 資料請求(オンライン) 申請者 【2023年12月1日(金)9:30 ~ 2023年12月14日(木)17:00】

- ・合格証番号が必要です。
- ・2023年度登録更新講習修了の方はWebサイトからの資料請求は不要です。2022年度以前に登録更新講習を修了された方は、資料請求が必要となります。登録更新講習修了証番号（修了証に記載）をご用意ください。
- ・申込後、受付完了メールが自動送信されます。メールが受信されない場合は申込が完了しておりません。この場合、申請書は送付されませんのでご注意ください。再度お手続きいただくか事務局までご連絡ください。
- ・入力内容に不備がある場合、申請書類は送付されませんのでご注意ください。

② 申請書類送付〈事務局〉

- ・2024年1月5日（金）を過ぎても書類が届かない場合は、事務局まで必ずご連絡ください。

③ 登録料払込、申請書類の提出 申請者 【2024年1月5日(金)～2024年1月31日(水)(必着)】

- ・P4「橋梁診断士登録申請提出書類一覧」参照
- ・締切日を厳守してください。
- ・登録料は5,000円（税込）です。

④⑤ 登録審査、登録証・登録者カードの発送(簡易書留郵便)〈事務局〉

- ・2024年3月下旬、事務局より登録証及び登録者カードを送付いたします。

<注意事項>

- ・審査により登録ができない場合は、理由を通知します。
- ・提出書類の不備や提出期限を過ぎた申請書については、いかなる場合においても審査・登録は行いません。申請書は返却します。

2-2 橋梁診断士登録申請 提出書類一覧

詳細は P.5 「2-3 提出書類ならびに注意事項」を参照してください。

※(4)および(5)の詳細は、当室 WEB サイト「変更・再発行ページ」をご覧ください。 https://www.n2u-bridge.jp/certification/change_reissue_reregistration/

申請内容	(1)-①	(1)-②	(2)	(3)	(4)	(5)	
	新規登録 (合格年度から 4年以内)	新規登録 (合格年度から 4年以上経過)	登録更新 (登録最終年度)	再登録 (登録証の有効期 間を経過した方)	登録事項変更	再発行	
注意事項		登録更新講習を修 了すること (有効期間 4 年)	登録更新講習を修 了すること (有効期間 4 年)	登録更新講習を修 了すること (有効期間 4 年)			
資料請求 (オンライン) または 変更・再発行仮申込 (オンライン)	○	△ ※今年度登録更新講習 を修了した方は不要	不要	△ ※今年度登録更新講習 を修了した方は不要	○	○	
提出書類等	1. <新規登録>申請書 (様式第 1 号-1、様式第 1 号-2)	○	○				
	2. <登録更新>申請書 (様式第 2 号-1、様式第 2 号-2)			○	○		
	3. 登録更新講習修了証のコピー		○	○	○		
	4. 住民票の写し (発行後 3 ヶ月以内) ※本籍地が記載されていること。コピー不可。	○	○	○	○	△ ※氏名、現住所の 変更の場合のみ	△ ※氏名、現住所の変 更の場合のみ
	5. 証明写真 (縦 30mm×横 25mm)	○	○	○	○		
	6. 登録料払込受領証等のコピー	○	○	○	○		
	7. 返信用封筒 (切手を貼付してください)	○	○	○	○		
	8. 再発行手数料払込受領書等						△ ※登録者カード再 発行の場合のみ
	9. 登録事項変更届					○	
	10. 再発行申請書						○

2-3 提出書類ならびに注意事項

P.4「2-2 橋梁診断士登録申請 提出書類一覧」および申請書別添「申請書記入例」参照

1.橋梁診断士<新規登録>申請書(様式第1号-1、様式第1号-2) (一式)【新規登録】

または

2.橋梁診断士<登録更新>申請書(様式第2号-1、様式第2号-2) (一式)【登録更新・再登録】

3.橋梁診断士登録更新講習修了証のコピー(1通)※対象者のみ

- ・カラー、白黒いずれも可。

4.住民票の写し(1通)※コピー不可。発行されたものを提出

- ・登録申請日の前3ヶ月以内の発行で、本籍地が記載されたもの。(発行申請時に「本籍地」を記載するように選択してください。)
- ・外国籍の方は、住民票の写しとあわせて、在留カードのコピーを提出してください。

5.証明写真(縦30mm×横25mm)(1枚)

- ・裏面に氏名を記入し、申請書の所定欄に貼付。
- ・カラー、脱帽、正面上半身。6ヶ月以内に撮影され、鮮明で顔が判別できるもの。
- ・不鮮明なもの、スナップ写真等は無効。

6.登録料払込受領書等のコピー

- ・払込受領書のコピーを申請書の所定欄に貼付してください。
- ・銀行振込で払込受領書が発行されない場合は、以下の3点を用紙の所定の欄に記載してください。
①払込日付、②払込元金融機関名、③納入依頼書番号(納入依頼書発行日欄上部にある10桁の番号)

【登録料払込に関する注意事項】

- ・必ずご本人様宛てに送付された「納入依頼書(請求書)」を使用して下さい。銀行振込によりお支払いされる場合も、納入依頼書ごとに口座番号が異なりますのでご注意ください。
- ・振込に関する不明点は必ず推進室事務局までメールもしくはお電話にてお問合せください。
- ・振込手数料はご負担下さい。
- ・納付済の登録料は返還しません。

7.返信用角型2号封筒(登録証、登録者カード送付用)(1枚)

- ・事務局への申請書送付用封筒ではありませんのでご注意ください。
- ・希望する送付宛先(自宅または勤務先等)を明記してください。
- ・470円分の切手を貼付してください。(簡易書留郵便用)
- ・送付先が未記入および切手が貼られていない場合、登録証の送付はできませんのでご注意ください。

3. 登録

3-1 登録証、登録者カード

登録簿に登録された方に、「登録証」および「登録者カード」を発行いたします。いずれも資格の登録を証明するものです。

3-2 有効期間

登録証の有効期間は、合格年の翌年度から4年間です。登録を更新する場合、または有効期間終了後に再登録をする場合には、「登録更新講習」の修了が必要となります。（「5. 登録更新」参照）

4. 登録事項の変更

登録後に氏名、住所、勤務先、電話番号（主な連絡先）、メールアドレスに変更が生じた場合は、必ず推進室 WEB サイト「変更・再発行」ページ内の「仮変更届」よりご連絡ください。

https://www.n2u-bridge.jp/certification/change_reissue_reregistration/

5. 登録更新

登録有効期間最終年度に「登録更新講習」を修了し、登録の更新を申請してください。対象者には登録時の送付先住所へご案内を送付します。登録更新をしない場合、有効期間満了にて登録は失効し、「橋梁診断士」の称号を使用することはできません。

6. 再登録

有効期間終了後（登録失効後）に再登録を希望される場合は、「登録更新講習」を修了後、再登録の申請を行ってください。「登録更新講習」の受講にあたっては、ご自身で推進室 WEB サイトより資料請求を行ってください。再登録の申請および手続き後に「登録証」および「登録者カード」を発行いたします。

7. 登録証および登録者カードの再発行

氏名変更、紛失等により、再発行を希望される場合は、推進室 WEB サイト「変更・再発行」ページ内の「再発行仮申請」より申請してください。

https://www.n2u-bridge.jp/certification/change_reissue_reregistration/

登録者カードの再発行には手数料（1,200 円（税込））がかかります。また、カードは3月にお渡ししますのでご了承ください。（申請が2、3月の場合、お渡しは翌年の3月になることがあります。）

《問合せ先》

国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室
〒464-8603 名古屋市千種区不老町

電話:052-789-3726 E-mail:info.n2u-bridge@civil.nagoya-u.ac.jp

橋梁長寿命化推進室 WEB サイト:<https://www.n2u-bridge.jp/>

n²U-BRIDGE